

港長公示第 6 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

令和 6 年 8 月 7 日

関 門 港 長



海峡花火大会の開催に伴う航泊の禁止について

関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和 6 年 8 月 13 日 (火) 午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分までの間

ただし、午後 9 時 30 分までに行事が終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区 域 (別図参照)

(1) 関門港門司区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ① 北緯 33 度 56 分 45.7 秒 東経 130 度 57 分 28.8 秒
- ② 北緯 33 度 57 分 03.1 秒 東経 130 度 57 分 12.8 秒
- ③ 北緯 33 度 56 分 46.9 秒 東経 130 度 56 分 58.3 秒
- ④ 北緯 33 度 56 分 30.3 秒 東経 130 度 57 分 13.5 秒

(2) 関門港下関区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ⑤ 北緯 33 度 57 分 18.3 秒 東経 130 度 56 分 39.5 秒
- ⑥ 北緯 33 度 57 分 12.6 秒 東経 130 度 56 分 47.8 秒
- ⑦ 北緯 33 度 56 分 44.6 秒 東経 130 度 56 分 18.7 秒
- ⑧ 北緯 33 度 56 分 33.2 秒 東経 130 度 56 分 14.1 秒
- ⑨ 北緯 33 度 56 分 35.3 秒 東経 130 度 55 分 58.4 秒
- ⑩ 北緯 33 度 56 分 50.9 秒 東経 130 度 55 分 53.5 秒
- ⑪ 北緯 33 度 56 分 51.5 秒 東経 130 度 55 分 59.3 秒

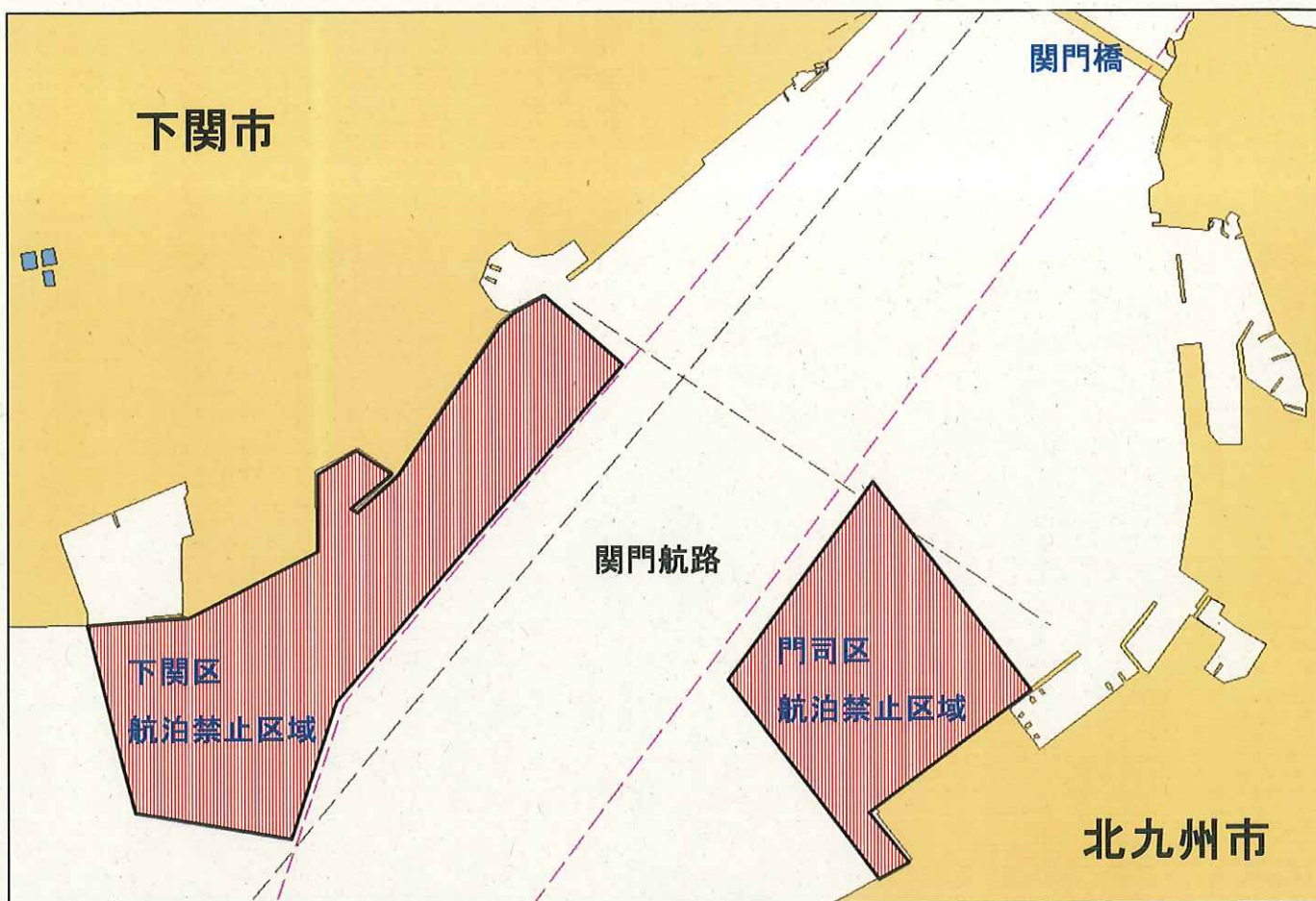
3 備 考

(1) 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船 (門司区側 9 隻、下関区側 6 隻) が配備される。

(2) 航泊禁止区域を明示するために、標識船 (門司区側 2 隻、下関区側 3 隻) が配備される。

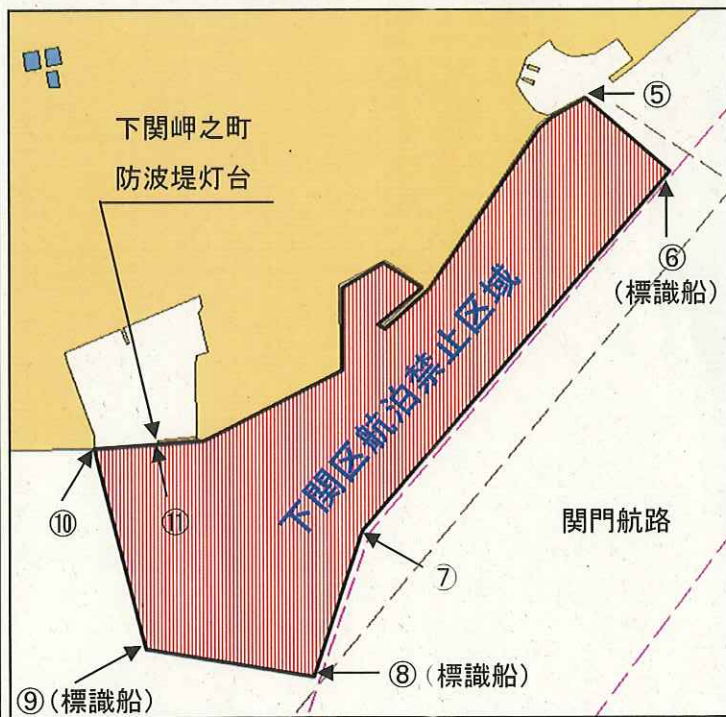
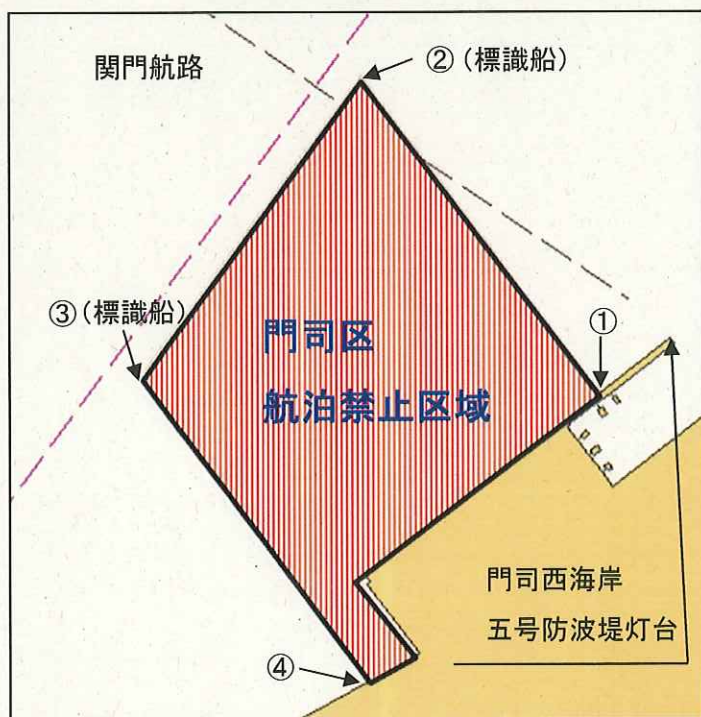
(3) 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

【航泊禁止区域 全体図】



【門司区航泊禁止区域】

【下関区航泊禁止区域】



【関門港門司区】

- ① 北緯33-56-45.7 東経130-57-28.8
- ② 北緯33-57-03.1 東経130-57-12.8
- ③ 北緯33-56-46.9 東経130-56-58.3
- ④ 北緯33-56-30.3 東経130-57-13.5

【関門港下関区】

- ⑤ 北緯33-57-18.3 東経130-56-39.5
- ⑥ 北緯33-57-12.6 東経130-56-47.8
- ⑦ 北緯33-56-44.6 東経130-56-18.7
- ⑧ 北緯33-56-33.2 東経130-56-14.1
- ⑨ 北緯33-56-35.3 東経130-55-58.4
- ⑩ 北緯33-56-50.9 東経130-55-53.5
- ⑪ 北緯33-56-51.5 東経130-55-59.3